

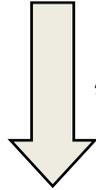
のりあい交通運行事業者公募について

1. 今後の流れ（予定）

平成 27 年 11 月

第 2 回宇治市地域公共交通会議(平成 27 年 11 月 27 日)

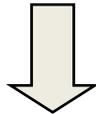
- ・西小倉、槇島地区のりあい交通（素案）の報告



- ・自治会等、地域の受け皿となる団体（以下、「運営委員会」という）の確定
- ・予算確保の目途

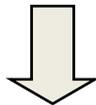
交通事業者への説明会

- ・宇治市のりあい交通事業について
- ・「〇〇地区のりあい交通（素案）」について



事業者公募（概要は次のページ）

運営委員会において事業者を決定

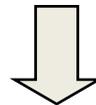


試験運行開始に向けて 3 者協議

平成 28 年度

第 3 回宇治市地域公共交通会議

- ・〇〇地区のりあい交通運行計画（案）の審議



3 者協定の締結、運行許可の手続き等

試験運行開始

業許可を取得すること。

5. 提出書類について

(1) 参加意向申出書等の提出

- ①参加意向申出書
- ②会社定款
- ③登記事項証明書（写し可）
- ④一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し。又は、許可を取得する予定であることの宣誓書。
- ⑤その他、運営委員会が必要と認めるもの

(2) 企画提案書の提出

- ①企画提案書
- ②見積書

<仕様書>

1. 主な業務内容

- (1) 運行計画に基づいて「〇〇地区のりあい交通」の運行を行うこと。
 - ※運行に必要な手続や、バス停等の施設維持管理及び運行計画変更等に伴い必要となる業務についても行うこと。
 - ※運行に伴って発生する法的責任は、すべて事業者が負うこと。
- (2) 経費削減や利用者増につながる効率的な運行計画の提案。
- (3) 運行上の意見及び苦情等の対応。それらの内容についての運営委員会、市への報告。

2. 運行計画（予定）

(1) 運行方式 路線定期運行

(2) 使用車両

特定大型車両（ジャンボタクシー）

※道路運送車両法による保安基準等を満たした車両（緑ナンバー）

※車両表示は、車両の見やすい場所に乗合運行とわかるように表示

※予備車両の確保

(3) 運行ルート、ダイヤ、運賃等

別紙「〇〇地区のりあい交通（素案）」の通り

(4) 運行経費

※運行経費には人件費・燃料費・車両減価償却費など運行に伴う経費の他、関係機関等への手続き、停留所の維持管理、占用料など全ての経費を含むものとする。

※停留所新設に伴う施設整備等の経費については簡易なものを除き、別途協議により運行経費に加算するものとする。

3. 配車及び運行管理業務

- ・積み残し発生時の対応として、あらかじめ、小型又は中型タクシー車両についても同路線の乗合運送許可を取得し、無線によりそれらの車両を配車し、乗合運送を行う体制を整えること。

4. 運行記録の報告

- ・毎日の収入額、利用者数を集計し報告する。(利用者数は会員と一般利用者に分類する。)
- ・年3回、連続1週間について停留所ごとの乗降客数を調査し、報告する。